

# 国立大学法人京都工芸繊維大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成18年度及び平成19年度前期における業務実績に基づき、「国立大学法人京都工芸繊維大学役員報酬規則」の定めにより、経営協議会の承認を経て、学長以下5名の役員に対し、平成19年12月期の期末特別手当を10パーセント増額した。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改正なし
理事	改正なし
理事(非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事(非常勤)	改正なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 18,645	千円 11,928	千円 5,501	千円 1,192 24	(地域手当) (通勤手当)		※
A理事	千円 15,816	千円 10,116	千円 4,665	千円 1,011 24	(地域手当) (通勤手当)		
B理事	千円 16,075	千円 10,116	千円 4,665	千円 1,011 283	(地域手当) (通勤手当)		
C理事	千円 16,080	千円 10,116	千円 4,665	千円 1,011 288	(地域手当) (通勤手当)		
D理事	千円 12,848	千円 7,848	千円 3,619	千円 784 492 105	(地域手当) (単身赴任手当) (通勤手当)		3月31日 ◇

A監事				( )	該当者なし	
B監事	千円	千円	千円	千円	( )	該当者なし
C監事 (非常勤)	千円 2,736	千円 2,736	千円	千円	( )	
D監事 (非常勤)	千円 2,736	千円 2,736	千円	千円	( )	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注4:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象法人の退職者)であることを示す。

注5:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(「国家公務員退職手当法」第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために、本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
理事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A	千円	年 月			該当者なし	
監事B	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

長期的視点に立った人件費充当財源を視野に入れた人事計画を立て、適正な管理・運用に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度及び水準に準拠し、かつ本学の財務状況等を勘案し、決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、基本給の昇給幅及び賞与の勤勉手当の支給割合に、勤務評価を反映させている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給は毎年1月1日とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、0から8号給の範囲で昇給号数を決定する。(平成22年1月1日までは0から7号給の範囲での昇給)
昇格・降格	昇格:勤務成績が優秀で、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき上位の級に決定することがある。 降格:勤務成績が不良な場合は、その者が従事する職務に応じた下位の級に決定することがある。
特別昇給	勤務成績が特に良好である職員が、(1)研究、発明考案等により表彰又は顕彰を受けた場合 (2)学長が特別に認めた場合 のいずれかに該当する場合には、特別に昇給させる場合がある。

#### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

平成19年度国家公務員の給与法改正の内容に準じて、次の点について改正を行った。

##### (1) 基本給の改定

初任給を中心に若年層に限定した改定を行った。

(教員は、最高で2,400円、教員以外の職員は最高で2,000円引き上げ)

##### (2) 扶養手当の改定

子等の手当額を500円引き上げ、従前の6,000円から6,500円に改定した。

##### (3) 勤勉手当支給率等の改定

勤勉手当の基本支給率を0.05月分引き上げ、従前の基本給月額「1.45月」から、「1.50月」に改定した。

また、成績率・配分分布の見直しを行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	389人	47.2歳	千円 8,645	千円 6,194	千円 162	千円 2,451
事務・技術	126人	43.3歳	千円 6,180	千円 4,494	千円 152	千円 1,686
教育職種 (大学教員)	261人	49.0歳	千円 9,848	千円 7,025	千円 167	千円 2,823
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
その他医療職種 (看護師)	2人		千円	千円	千円	千円

在外職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
------	-------	--	----	----	----	----

任期付職員	3人	52.2歳	千円 8,720	千円 8,720	千円 0	千円 0
事務・技術	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	3人	52.2歳	千円 8,720	千円 8,720	千円 0	千円 0

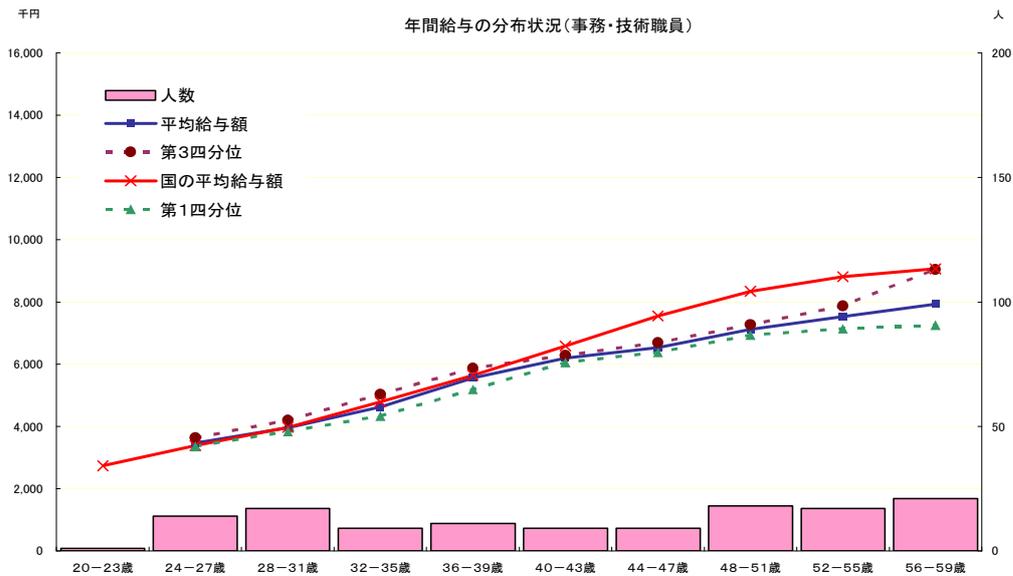
再任用職員	該当者なし		千円	千円	千円	千円
事務・技術	該当者なし		千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円

非常勤職員	8人	37.9歳	千円 3,631	千円 3,275	千円 105	千円 356
事務・技術	3人	42.5歳	千円 2,913	千円 2,402	千円 173	千円 511
教育職種 (大学教員)	5人	35.1歳	千円 4,062	千円 3,800	千円 65	千円 262
医療職種 (病院医師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	該当者なし		千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が2名であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

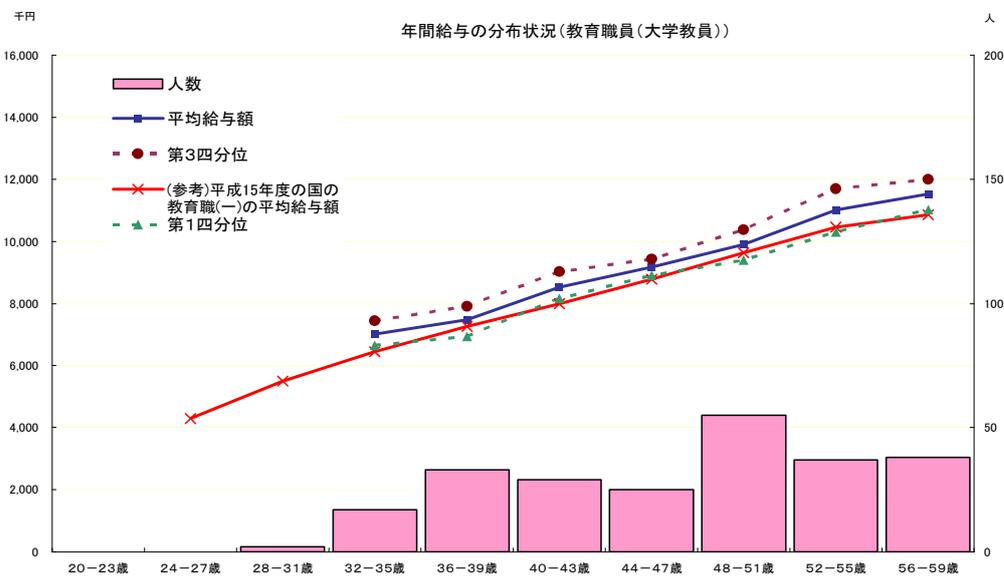


注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	9	58.3	8,316	9,162	8,857	9,162	9,162
・係員	34	28.5	3,470	4,016	3,764	4,016	4,016



注: 年齢28～31歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・教授	119	55.4	10,489	11,859	11,426	11,859	11,859
・准教授	98	45.4	8,475	9,433	8,928	9,433	9,433

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長
人員(割合)	126人	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	6人 (4.8%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}	}	6,871 }
年間給与額(最高～最低)		}	}	}	}	9,502 }
						9,042

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長、室長、主査	主査	係長主任	係員	係員
人員(割合)	14人	14人 (11.1%)	14人 (11.1%)	56人 (44.4%)	19人 (15.1%)	17人 (13.5%)
年齢(最高～最低)		58 }	57 }	59 }	33 }	28 }
所定内給与年額(最高～最低)		5,942 }	5,663 }	5,345 }	3,315 }	2,941 }
年間給与額(最高～最低)		5,304 }	5,038 }	3,070 }	2,577 }	2,317 }
		8,316 }	7,948 }	7,353 }	4,549 }	3,911 }
		7,485	7,086	4,263	3,559	3,176

(教育職員(大学教員))

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	准教授	講師	助教助手	教務職員
人員(割合)	119人	119人 (45.6%)	98人 (37.5%)	4人 (1.5%)	39人 (14.9%)	1人 (0.4%)
年齢(最高～最低)		62 }	62 }	51 }	61 }	}
所定内給与年額(最高～最低)		10,183 }	7,453 }	6,494 }	6,063 }	}
年間給与額(最高～最低)		6,669 }	4,990 }	4,912 }	4,415 }	}
		14,266 }	10,489 }	9,135 }	8,232 }	}
		9,400	6,942	6,872	6,046	

注:1級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 66.5	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 33.5	% 34.3
	最高～最低	37.5 ～ 32.9	36.5 ～ 31.1	37.0 ～ 32.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 67.1	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 32.9	% 33.7
	最高～最低	38.5 ～ 30.5	37.5 ～ 28.8	38.0 ～ 29.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 66.2	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.2	% 33.8	% 34.5
	最高～最低	45.8 ～ 32.9	38.9 ～ 31.0	42.3 ～ 31.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.3	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 32.7	% 33.5
	最高～最低	37.1 ～ 31.8	37.5 ～ 30.6	37.3 ～ 31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))  
対他の国立大学法人等

90.4
104.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

105.0
-------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.4	
	参考	地域勘案 91.6
		学歴勘案 88.5
	地域・学歴勘案 90.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 63.2% (国からの財政支出額 5,696,000,000円、支出予算の総額 9,006,000,000円 :平成19年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えているが、累積欠損額はなく、また、国家公務員との給与水準に係る比較指標の指数は90.4で、100を割っており、給与水準の適切性については問題なしと判断できる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	現在の給与水準を今後も維持していく。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

104.8

III 総人件費について

区分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,898,780	3,915,801	△ 17,021	(△ 0.4)	△ 244,360	(△ 5.9)
退職手当支給額 (B)	308,233	548,719	△ 240,486	(△ 43.8)	△ 230,539	(△ 42.8)
非常勤役職員等給与 (C)	518,751	470,881	47,870	(10.2)	78,604	(17.9)
福利厚生費 (D)	493,871	512,694	△ 18,823	(△ 3.7)	△ 14,529	(△ 2.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	5,219,635	5,448,095	△ 228,460	(△ 4.2)	△ 410,824	(△ 7.3)

注) 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

## 総人件費について参考となる事項

### ①前年度比人件費増減の要因について

給与、報酬等支給総額:退職教員の後任者補充までの欠員、計画的人員削減による  
退職手当支給額:退職者の減による  
非常勤役職員等給与:寄附金、受託研究費その他競争的資金等での雇用者の増による  
福利厚生費:給与・報酬等支給総額の減少に伴う法定福利費の減による  
最広義人件費:上記の各要因の総計による

### ②人件費削減の取組の状況

本学の中期目標において、人件費の削減として、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費の削減の取組を行うこととし、中期計画において、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	4,481,200	3,915,801	3,898,780
人件費削減率 (%)		△ 12.6	△ 13.0
人件費削減率(補正值) (%)		△ 12.6	△ 13.7

注) 人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注) 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

## IV 法人が必要と認める事項

特になし